

平成24年第3回(6月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

平成24年6月14日(木曜日)

議事日程 第2号

平成24年6月14日(木曜日)午前9時開議

日程第 1 一般質問

- 小林 洋 君 . . . 1. 乳児保育及び教育について
- 原澤良輝 君 . . . 1. 放射性物質による健康と生活に及ぼす影響を取り除くことについて
2. 公共工事で事故・トラブルがあった場合の責任について
3. 国民健康保険が2015年から県単位の広域運営になることについて
- 前田善成 君 . . . 1. 医療費と保険のこれからについて
2. 消防団のこれからについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18人)

1番	小林	洋	君	2番	内海	敏久	君
3番	中島	信義	君	4番	前田	善成	君
5番	阿部	賢一	君	6番	林	一彦	君
7番	山田	庄一	君	8番	河合	生博	君
9番	林	喜美	雄君	10番	原澤	良輝	君
11番	島崎	栄一	君	12番	高橋	市郎	君
13番	久保	秀雄	君	14番	小野	章一	君
15番	中村	正	君	16番	河合	幸雄	君
17番	鈴木	勲	君	18番	森下	直	君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 鈴木初夫 書記 本間泉

説明のため出席した者

町長	岸良昌君	副町長	鬼頭春二君
教育長	牧野堯彦君	総務課長	篠田朗君
総合政策課長	青木寿君	税務課長	石坂和利君
会計課長	永井泰一君	町民福祉課長	青柳健市君
子育て健康課長	関章二君	環境課長	須藤信保君
上下水道課長	杉木清一君	農政課長	高橋正次君
観光課長	真庭敏君	まちづくり交流課長	宮崎育雄君
地域整備課長	増田伸之君	教育課長	柳健君
水上支所長	中島直之君	新治支所長	岡田宏一君

開 会

議 長（森下 直君） おはようございます。ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開 議

議 長（森下 直君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおりであります。

議事日程第2号により、議事を進めます。

日程第1 一般質問

通告順序4 1番 小 林 洋 1. 乳児保育及び教育について

議 長（森下 直君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、6名の議員より通告がありました。

昨日、3名の方の質問が終了していますので、本日3名の方の質問を随時許可いたします。

まず、1番小林洋君の質問を許可いたします。

小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

1 番（小林 洋君） 改めておはようございます。通告に従い、議長の許可を得て一般質問を行います。

まず最初に、幼保の状況について、みなかみ新治地区では既にこども園が開園し運営されております。そこで月夜野地区に関しては中期的なことも含めて、まだ整理というか、対応ができていないような状況であると思います。そこで、今後月夜野地区についての幼保をどのようなことで考えておられるのか、また考えがあったり、計画があれば、どのような計画で考えておられるのか、お聞きしたいと思います。お願いします。

議 長（森下 直君） 町長、答弁をお願いします。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） ただいまの小林議員のご質問にお答えさせていただきます。

基本的方向につきましては、皆さんご存じのように、平成21年12月18日付で議会の教育施設検討特別委員会委員長報告として、高橋委員長よりみなかみ町教育施設等の整備のあり方についてということでご報告をいただいているところです。基本的にはいつも

申し上げていますように、議会の方向づけに従って執行に当たっていくことが重要だというふうに考えております。もちろんこのときの検討が諸データ等については20年度のもの踏まえてということだろうと思えますけれども、現時点においても大きな方向の変化は必要ないだろうというふうに思っています。

したがって、その中の第1項ということで、保育園、幼稚園について、みなかみ町内の保育園、幼稚園については、幼保連携型施設等のこども園を検討し、将来的には民営化による運営を目指すことということで標題としては掲げられております。

これに基づきまして、その時点での動きも含めましてですが、今ご指摘ありましたように、水上地区については若栗幼稚園を運営している学校法人建明寺学園が幼保連携型の私立水上わかくりこども園として平成22年4月に開園しております。

藤原地区については、地理的条件もありまして、水上三保育園という形で現在も町で運営しているところでございます。そしてまた、新治地区につきましては、町立の幼稚園と保育園を改編しまして、幼保連携型の町立にはるこども園として平成21年4月に開園したところであります。開園3年後をめどに民営化する検討も進めてまいりましたが、諸般の事情もありまして、当面町営ということで継続しているところでございます。

さて、月夜野地区の問題につきましては、先ほどの報告書の中にも月夜野地区については公立、私立の枠を超えた今後のあり方について、こども園や民営化、幼稚園の統合等も検討を必要とすると言われております。したがって、こども園として建設し、運営は民営化するという方向が原則でありまして、基本であると考えているところでございます。

この点につきましては、今回、議会の中に設置されました教育環境特別委員会の中で今の月夜野地区の幼稚園、保育園の問題も含めて取り上げられるというふうに理解しております。子育て家庭の保育と教育と、この両面からよりよい議論がなされることを大いに期待しているところでございます。方向性といたしましては、以上申し上げたような方向で、これから議会でも検討等も踏まえまして、執行に当たっていくということは考えておるところでございます。

議長（森下 直君） 1番小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

- 1番（小林 洋君） 今、町長の答弁の中にありました今度、教育環境特別委員会ということで、高橋委員長のもと、新たな特別委員会が立ち上がったわけですが、先般第1回目の会合を持ちまして、申し合わせの中では教育という言葉になっておりますが、保育のほうも一緒になって考えていくということで、この特別委員会は総務文教常任委員会、厚生常任委員会にまたがる部分が出てくると思いますので、そういう意味でも両委員会とも連携を図りながら、両方にまたがる部分を特別委員会にて問題を解決していくということだと思いますが、先般の会議の中では、やはり安心・安全の部分に関して最優先に取り組んでいこうというような申し合わせになりました。そういった中で、月夜野保育園ですか、今民間で、民営で運営しているわけですがけれども、いろんな安心・安全に対しての問題が急務になってきているような状況です。

そういった中で、先ほど町長の答弁があったように、議会側の意見を踏まえながら進め

ていきたいということでもよろしいでしょうか。ご説明をお願いします。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいまのご指摘は、現在の月夜野地区の月夜野保育園の施設が相当老朽化している、この問題については前からご指摘いただいていますし、できればなるべく早く対応したいと思っているところです。今、お話がありましたように、特別委員会のほうでこの問題を含めて検討していただけるということでございますし、それまででなければいけないということはありませんけれども、ここ1年でその部分について特別委員会の答えが出していただければ、関係方面と調整しながら、新年度の予算の中で手当てしていくというのが最短としてあり得ると思っております。十二分に議会の途中段階でもご連絡をいただきながら、必要な体制をつくっていければなるべく問題が早く解決できるという方向に動くのかなという認識を持っております。

議長（森下 直君） 1番小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

1番（小林 洋君） そういった中で、委員会のほうとしても時間をかけられない問題ではありますが、利用者また運営者等のこともありますので、その辺の意見をよく聞きながらというような委員長のほうのお考えでもありますので、そういった部分ははしょらず、意見を取り入れながら、委員会としてはそういう方向性を見出していきたいというふうにメンバーは思っていると思っておりますので、そのときはまたよろしくをお願いします。

続きまして、次なんですけれども、最初の答弁でもちらっと出ましたが、にいはるこども園が民間へ移行するというような予定ではあると、ただ事情によって今おこなっているということなんですけれども、その事情というのが具体的にわかれば教えていただきたい。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） にいはるこども園の民間移行について3年ほどでという方向で、この間運営もしてまいりましたし、検討もしてきたわけでございますけれども、認定こども園として県の認定を受けて21年度に開園したと申し上げたところです。先ほどの特別委員会報告も3年をめどに民営化を進めるということで、年限も区切ってやっておるわけでございます。したがって、その方向での具体化に向けて検討をしてきたところです。

現在の法律の中で、何点か民営化するのに支障があるということですが、まず1点として、幼稚園、保育園の両方の機能を合わせ持ったこども園を一つの法人で運営することになると、学校法人でなければ民間での運営ができないという制度になっています。これについては、先ほど水上地区の水上わかくりこども園が学校法人でやっていただいているとお答えしましたけれども、そういう受け皿となる法人が急には見つからなかった、あるいは新治地区で運営していただく等に適正な法人がないというのが現況でございます。

したがって、この間、ご存じのとおり、国で幼保一体化ということで、各種の制度改革の検討がなされてきました。答えが出るころかというふうに期待しておったところもあるんですけれども、いろんな案が出されながらも取りまとめがおこなわれているということで

実は、昨日の段階までには国会に既に提出されております子ども子育て新システムの法

案にNPO法人であるとか、福祉法人等の参入が、あれは認定こども園でなくて総合こども園ということで認められるというような報告がありましたので、その動向を注視していけば、民営化の方向が出るのかなと思っておりましたけれども、昨日の段階の情報ではありますけれども、この辺の国会に提出された法案の取り扱いについても、非常に不透明という言い方になっております。

したがって、これらの国の制度等々がどうなるか、見ながらさらに検討を重ねていきたいと思っています。この検討ということについても、余り先になっても固まると思っておりますので、ことしの4月、改めて運営を始めて、これから3年間の間に民営化の方向で検討を重ねていきたいと思っておりますのでございます。

議長（森下 直君） 1番小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

1 番（小林 洋君） 現状の法制度では、なかなか引き受け手がない。法改正等を待っているということだと思うんです。そのまま民営化することを断念したわけじゃなくて、そのまま引き続き目指していくという形で理解させていただきます。

そこで次なんですけど、今、社会情勢、また経済情勢、また地域、その他が我々が子供のころ暮らしてきたときと違ってきて、非常に環境が変わってきている。そういった中で、例えばインフルエンザ等、長期にわたって休まなければならなくなる、そういったような意味での病児保育というんですか、そういったもののニーズがこれからは非常に多くなってくると思うんですが、今、新治のほうで病児保育等を行われていると思いますが、今の状況というか、現況はどういう状況なのかちょっと教えていただければと思います。

議長（森下 直君） 町長、答弁をお願いします。

町長（岸 良昌君） 今、お話しありました病気中のといいますよりも、病後という格好で、例で申し上げますと、子供が風邪をひいたのでお母さんが3日休んだと。そろそろ熱も下がってきたので勤めに出たい。4日目出たらどうするかといったようなイメージなんですけど、病後児保育ということで、23年10月にいはるこども園の2階に専用の保育師を設置しまして、保育に当たる人材という部分については、役場の中にいます保育室がそういうリクエストがあったときに出かけていく、また、いはるこども園の勤務している保育士さんの協力も得てというような形で考えておりました。対象としては1歳から小学校3年生までの児童ということで、これらの制度ができたということにつきまして、町の広報で23年10月発足するとき、それから24年2月、この中で制度も紹介しましたし、あるいは町のホームページに掲載しています。そして実際の利用対象となります保育園、こども園、小学校、これらの子供たちが対象ですから、その施設を通じてそれぞれの家庭にチラシを配布して、病後児保育を始めたということを周知したところですけども、始まってから現在まで、まだ1件の利用もないというのが実態でございます。

この辺については、先ほど小林議員のご指摘もありましたが、社会情勢が変わってきて、今までならおばあちゃんが見てくれたり、近所が見てくれたりというのがなかなか難しくなってきたということだと思いますが、まだ相当無理をすれば、みなかみ町についてはそういうことがなされておるのかなというふうに思っています。

とは言いながら、何らかの利用をしにくいという問題があるんだというふうに思っていますので、保護者等の意見を聞きながら利用しやすい方法だとか、あるいは手続の簡素化、これらについて検討していきたいと思っています。

そしてまた、先ほど広報したと申しましたけれども、制度がまだ十分理解されていないという可能性もありますので、さらに再度周知徹底していきたいというふうに思っているところでございます。これが今の病後児保育、開始してから23年10月からですから、半年強の間で利用がないという実態のご報告です。

議長（森下 直君） 1番小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

- 1番（小林 洋君） にはるのほうでの病後児保育は現状としては利用がないということで、また書類、手続等の簡素化等も利用しやすいように進めていくということで、それはぜひ進めていってもらいたいと思いますが、場所的な問題もあると思うんですね。例えば、お金をかけないでパイロット的というような形で、どこか、例えば公民館の3階の一番余っている部屋を少し改造して、先ほどの民営化の話じゃないですけども、資格を持った職員等がそのうち本庁のほうに戻ってくるようなことも出てくると思うんです。そのときに、例えばこの辺の地区で1件、1カ所、資格を持った職員が午前中を1日いなくてもかわりばんこで見えていたり、看護師資格と保健師の資格はちょっとわからないんですけども、保健師の人がそういうかわりで見るとか、この近くであれば、職員がすぐかわりばんこで見られるというような体制もできると思うんですが、水上地区、月夜野地区にあっては、ここまでだったら子供を連れて来られるというような意見もありますので、またみなかみの中でも月夜野保育園まで子供を連れてきているような実態もありますので、とにかく今利用がないからということじゃなくて、今なくても今後はどうしても必要になってくる部分だと思いますので、そういった形で試験的にでもそんなのが始められればと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 実際に23年にいはるこども園の2階で始めたときに、需要がふえてくれば、当然今ご指摘のあったようなことは考えなきゃいかんだろうというふうに思っていたわけです。言ってみれば、今開設しているのがモデル的な開設ということになると思います。

行政サービスの基本、1つだけ述べさせていただきますと、非常に広範囲に頻繁に行われる行政サービスについては、町内のいろんなところで実施するということだろうと思っています。例えば、県と基礎自治体の市町村の分担はどうかということになると、頻繁にある通常の行政サービスについては、市町村、基礎自治体が行い、広範囲で行ったほうが好ましいという行政サービスについては、広域自治体である県がやっている。これはいろんな分野でそういう形の行政サービスの提供の仕方というのが分かれています。そういう意味から言うと、今の病後児保育については、必要性の出てくる頻度がそれほど高くないというふうに理解しておりますので、町内で1カ所という運営の形はあるんだと思っています。その場所がなぜこの役場周辺ではなくて、いはるこども園だったのかということ

になると、これはモデル的に始めたということで、施設の可能性の問題もありました。今の小林議員のお話には、先ほどのお話と同じになってしまいますけれども、需要がふえて対応を広げたほうがいいときには、1カ所に固定することなく、拡大するということもあり得ると思っています。

先ほど問題点等も聞き取りしながらというふうに申し上げた中で、今、議員からご指摘のあった役場の近くなら使いやすいただけどといったようなお話も当然出てこようかと思えます。それらを踏まえて、先ほど申し上げた保護者等の意見を聞きながら、利用しやすい方法という中で、検討課題としてやっていきたいと思っています。すぐに場所をふやしたほうがいいというふうに思いませんけれども、利用の実績上がる中で、そういう対応も必要な時期にはやっていくということで考えておるところです。

議長（森下 直君） 1番小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

1 番（小林 洋君） 場所を今の状況でふやせとかという、そういう話じゃないんですけれども、もしもいはる地区で今行われている試験的なものであれば、私の考えとしては、より皆さんが利用しやすい場所に、それが1カ所あったほうがいいんじゃないかと。

また、今のところ、利用者が少ないというのは、どうしてもまだまだ道義的に、病気の子供は親が見てしかるべしというような社会的な風潮もまだ非常に強いと思うんですね。我々世代も、私も一時は自分の子供もそういうふうにやって育ててきた部分もありましたので、そういうのが当たり前だというふうに思っていた部分もありました。ただ、それができないから、大変だというような状況も実際出てきていますので、その辺が親として見れば大きい声で言えないというような、社会のそういう風潮もありますので、どうしても親としてそんなところにいつまでも預けておくのは恥ずかしいことなんだというような風潮もありますので、その辺が解消されていかないと、周りの理解も必要なのかなというふうに思っております。

これから国内の労働層というんですか、みなかみは特にそうですけれども、やはり主婦のお母さん方という労働力というのは、これからも人口がますます減っていく中、高齢化社会が進む中、そういう働き手の人数というのは、これからもますます重要になってくると思うんです。そういう中でお母さんが1週間、2週間急に休まれてしまうというようなことが発生してきますと、やはり家庭にとってもお金だけが大事じゃないですけども、家庭の懐にも響いてきますし、事業者にとってもそれに常に備えてなければならないというようなリスク、両方にとってマイナスの部分も出て来ると思いますので、できれば今後、利用者が少ないからどうだというよりも、こういった病後児保育というのは、行政が進めていかなければならないものなのかなと思っています。

なぜ民間が大変かという、その辺は国とか県の補助金というのが出ないんでしょうかね。その辺ちょっとお聞きしたいです。

議長（森下 直君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 関 章二君登壇）

子育て健康課長（関 章二君） お答えいたします。

今の補助のほうなんですけれども、出ているわけなんですけれども、病後ではなくて病児保育に関しましては、病院と医師の治療等ありますので、その併設の保育関係になっております。

議長（森下 直君） 1番小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

1番（小林 洋君） 私、病児保育というふうに通告してしまったんですが、概念としては病児保育と病後児保育では、規制等とか、本質のところは違うんでしょうか。

議長（森下 直君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 関 章二君登壇）

子育て健康課長（関 章二君） 今のお話は、病児保育と病後児保育の違いということで、病後児につきましては、今、保育士さんと看護師さんで保育のほうをしておりますけれども、病児保育につきましては、医療関係がありますので、医療施設の併設ということでやっております。その両方につきましては、補助があるんですけれども、ちょっと今細かい金額等はないで申しわけありません。

議長（森下 直君） 1番小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

1番（小林 洋君） 課長にもう1回あれなんですけど、病後児保育なんですけど、保育士と看護師という、看護師さんですが、役所にいらっしゃる保健婦の方では代替は可能なんですか。

議長（森下 直君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 関 章二君登壇）

子育て健康課長（関 章二君） 表現として看護師という表現をさせてもらったんですけれども、保健師さんは看護師移行という学校でありますので、保健師さんと保育士さんでオーケーという格好になるかと思えます。

議長（森下 直君） 1番小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

1番（小林 洋君） ありがとうございます。そうすると、知恵を出してやりくりすれば、そういう形で回していける可能性もあるということよろしいですかね。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 先ほどご説明したときの、今にはあるこども園に設置したというときも、人材的には役場の職員がそのときには出かけて行くという発想でやっておりましたので、今、ご指摘のとおりだと思います。

先ほどのところに触れて、ちょっとお話しさせていただきたいと思うんですが、行政サービス、何事につけても自助と共助と公助と、なるべく自分たちでやっていただいて、周辺と一緒にやっていただく、これはいつも申し上げているところです。とは言いながら、社会状況、家族構成、あるいは勤務形態等々が非常に変わってきて、いろんなニーズが出てきて、やっぱり公的サービスとして提供しなきゃいけないというものがふえているという認識はそのとおり持っておりますし、先ほど議員のお話のあった中で言いますと、実際に子供を持って働いていると、いろんなときに学校に行かなきゃいけなくなったり、子供

か病気で熱を出したり、病後児保育の問題で言いますと、熱が高い3日間についてはどうしても休むけれども、ちょっと熱が下がったので4日目から預けたいと。4日目も5日目も休んでいると、そうじゃなくても年中仕事を休んでなきゃいけない。なおかつ子供が複数、2人、3人いらっしゃると、どこの働いているお母さんも非常に困ってらっしゃると思うんですね。

だから、ある程度熱が下がって、ほかの子と一緒にしたらうつつしちゃうけれども、預けたいというニーズはあると思っていますので、そのところは今、申し上げた自助というところ、おばあちゃんの家に入れて行くとか、あるいは共助というところ、ご近所をよく知っている人に頼むとか、そんな部分が機能しているんだと思いますけれども、それが機能しているから公的なサービス部門をつくらなくてもいいよということではないと思っていますし、スタートしていますし、まとめの言い方になりますけれども、そういうようなものを含めて、子育て全般についていろんな形で支援していくべきだろうと、重点的にやっていくべきだろうということでやっております。今後ともまた、次世代育成支援対策推進会議という組織も設けておりますので、そういう中で検討していただく中で、子育ての支援サービス、さまざまに展開する中で地域で安心して子育てをしていただけるという環境の整備に努めていきたいというふうに思っています。

何と申しましても、病後児保育については、よく広報をして、使いやすくし、そして利用していただくことによって、困っている、こういうことをやってもらいたいという部分について何とかカバーしたいという部分でございますので、よく意見を聞きながら、拡大、強化する方向で検討していきたいと思っています。

議長（森下 直君） 1番小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

1番（小林 洋君） 今後ともそういう形で拡大、強化していきたいというお話でした。

最後ですが、これは病後児というか、よく聞くのが、朝子供が熱っぽいなどわかっているけれども、急に休めないのとおりあえず連れていっちゃおうと、連れて行ってしまって、結局園内の病気を蔓延させてしまうというような状況もあるようですので、それは親の気持ちとしてはわかるんですが、今後、流行疾患というか、インフルエンザの時期とか、そういう形だけに限るとか、そういうことでまず第一歩始めてみたらどうかと思っていますので、ただこれから、子供を育てていくなればみなかみ町というようなことを目指していくということですので、ぜひその辺も期待しながら、質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（森下 直君） これにて、1番小林洋君の質問を終わります。

通告順序5 10番 原 澤 良 輝

1. 放射性物質による健康と生活に及ぼす影響を取り除くことについて
2. 公共工事で事故・トラブルがあった場合の責任について

3. 国民健康保険が2015年から県単位の広域運営になることについて

議長（森下 直君） 次に、10番原澤良輝君の質問を許可いたします。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 10番原澤良輝。通告に従い一般質問を行います。

放射性物質の健康と生活に及ぼす影響を取り除くということです。福島第一原発事故に伴って、放射性物質が人の健康と生活環境を脅かすことのないように、放射性物質汚染対策特別措置法が制定されました。県内では、町を含む12市町村が汚染状況重点調査地域に指定され、町は67カ所を調査し、面的除染の必要はないと公表をしております。

昨年実施をした生活圏163カ所の調査では、0.23マイクロシーベルト以上が2カ所、0.20マイクロシーベルト以上が6カ所ありました。今回は、区全体を対象に測定して、平均を使用しております。今回の調査でも大穴区や鹿野沢区では最高値が0.24マイクロシーベルトありました。放射性物質汚染特別措置法では原子力政策を推進してきた社会的責任と、個人では除染を行う困難さを考えて、国と県、市町村が必要な役割を果たすことを決めております。汚染の土壌では、国有地は国、県有地は県、町有地は町、それ以外の土地は土地が所在する市町村、農用地は市町村の要請によって県が除染をすることになっております。

したがって、私有地は0.23マイクロシーベルト以上あれば町が責任を持って除染をしなければなりません。町民の希望によって町が責任を持って除染するように、総除染対策室をつくるように求めています。

続いて、同じく水道の施設なんですけれども、水道の施設についてとか、公共下水道、集落排水施設など、汚泥や焼却などは汚染状況を調査し、報告しなければならないというふうになっております。水道は4月からセシウムの基準値が10ベクレルになりました。町は水道の調査をしていますけれども、小水道含めて緊急に調査する必要があるのではないかとこのように思っています。

それから、農林水産物なんですけれども、これも4月からセシウムの基準値が100ベクレルに変わりました。特にシイタケ、山菜、牛肉、ヤマメ、イワナなどが出荷自粛されたり、食用自粛が県より要請をされております。それに伴って、風評被害もあってシイタケの生産農家などは大変です。設備投資をしたばかりの農家など、きめ細かい支援をすることが必要じゃないかというふうに考えていますけれども、町長の考えをお伺いいたします。

議長（森下 直君） 町長、答弁をお願いします。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） ただいま放射性物質による健康への影響、それを取り除くことということについてお話がありました。まず、この放射性物質がどのように拡散しているか、町内の問題について再度復習させていただきますけれども、昨年9月末に文部科学省の広域モニタリングの測定結果が公表されました。この測定によると、みなかみ町については町内のほ

ば全域で0.2マイクロシーベルト・パー・アワーから0.5マイクロシーベルト・パー・アワーという色塗りがされていたということで、非常に危機感を持ったわけです。

追って10月末に町内全域を1キロメッシュに区切って、ご指摘のありました生活圏163地点について測定調査を実施し、その結果は公表しておりますが、今ご指摘のあったとおり、毎時0.23マイクロシーベルトを記録した地点が2点、0.20から0.22の間の地点が6点ということで、163点のうちの8点について0.23マイクロシーベルトを超過していました。これは何度もご説明しておりますし、公表もしてきているところで

すが、したがって、環境省が除染が必要であるとする基準値0.23マイクロシーベルトは年間1ミリシーベルトだというふうに言われておりますが、そういうものがあったものの、広域モニタリングの結果が大きな数字が示されていたということもありまして、今、ご指摘のあったところですが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による放出された放射線物質による環境汚染の対処に関する特別措置法という法律ができて、その中でこの措置法に基づく汚染状況重点調査地域、これについて所管する環境大臣から、重点調査地区に指定したいが、町の意見はどうだということがありましたので、今、申し上げたような理由から、重点調査地区に指定していたことについては意義がないということをお返答しまして、12月末に環境大臣がみなかみ町も重点調査地区ということで指定されたわけでございます。

その後、この重点調査地区の中で、調査すべき調査のガイドラインに従いまして調査を行ってまいりました。大きく言って2つです。1つは、子供が主に生活する施設、学校であるとか、こども園、あるいは公園というものについては、施設ごとにこの特措法で定めます、あるいはそれを受けて定められております調査基準に従って、公園等については1施設で5カ所を測定するということですので、また地域としては字単位でおおむね1キロメッシュ、したがって、1つの字で10数カ所ということになります。その基準に従ってその平均値で評価したところでございます。

測定した場所は施設が59カ所、区域としては先ほど申し上げた事前の調査でレベルの高かった8カ所、これらの67カ所を測定しましたが、ガイドラインに従って算出された数値で、基準の0.23マイクロシーベルト毎時を上回ることはありませんでした。

したがって、国の基準で調査し、国の基準で除染対象地域に該当しないということでございますので、調査結果をもとに環境省に結果を送りまして、重点調査地区の解除、すなわち特別措置法で言うところの除染計画を立てる地域外であるという旨の結論、すなわち重点調査地区の解除と言ってよろしいのでしょうか、ということをお国のほうに申し入れておるところです。

実態的にはまだ解除になっておりません。これの根拠については明確ではありませんけれども、国のほうで現在国の基準に基づいて調査し、そのことについて除染計画を作成した市町村等との協議に手間をとって、除染計画がないところの協議には手が回っていないというのが実態だろうと推測しているところでございます。

したがって、そこまでは認識、今のご指摘、正しいと思っておりますけれども、ポイント

としても、0.23マイクロシーベルトを超えたところは、町の責任で除染すべきだという点については論理の飛躍があるというふうに思っております。今の取り扱いについては、先ほどの特措法の中でその該当地域になったときに、だれがどの部分を除染する責任を持っているかということについて引用されたところでありまして、この特措法の対象地域でないところの個別のいわゆるホットスポットと言われているものが、だれが除染、あるいはそこに手を入れるべきかということについては、特措法には何も書いてございませんし、少なくとも除染計画を立てるという国の規定にもなっておりません。個別にどうするかということについては、今までも雨どい等の下で局所的に高い放射線量になっている、これは事実でございますし、町内でもいろんなところでそういう現象が起きている、これについては承知しているところです。

しかし、その付近で集中して過ごす時間の長さ等々が配慮されて、年間1ミリシーベルトというものが毎時0.23マイクロシーベルトで、それはメッシュを組んで平均値で取るんだということで、これはまさに環境省がシビアに考える中で考えてきた健康リスクを抑えているところだと思いますから、局所的に高いところがあっても、それが健康への影響がないというふうに思っております。

ところが、そういうことが気になるという方もいらっしゃいますので、当然実質的におありになるということであれば、土地利用者、もしくは利用者が行うということだと思います。これについては、議会でもご説明したと思いますけれども、そういう実質的に除染した場合は、その部分の落ち葉であるとか、表土であるとか、それをポリ袋に入れて持って行く場所がないので、当該敷地内に埋めるということで放射線量は減少するという点について、今までもご説明してきたところでございます。

したがって、結論的に除染対策室を設置したらどうかということについては、除染のためにこれから個別に何をやっていくということはございません。したがって、設置の必要はないと思っています。とは言いながら、今までも、これから答弁続けますが、水道どうするんだ、農産物どうするんだ、ほだ木が出たけどどうするんだと、これはそれぞれの所管のところで対応しておりますし、環境課が中心として関係事項についてそれぞれの担当課が協調しながらやって来たところですし、具体的には役場の業務として、役場の組織全体で対応しているというのが現況でございます。役場の組織全体で対応しておりますので、個別のポイント的にどこがやるんだという組織の必要性はないものだと思います。

次に、水道施設についてご質問がありました。これについては23年3月21日に指標値というものが示されましたので、町では4月14日に表流水を水源としています7カ所の浄水を検査機関に依頼して検査したのが一番最初でございます。国の基準が3月21日に示され、準備をし、4月14日には計測したということですが、7カ所すべてセシウムは不検出でありました。したがって、この結果については、町のホームページに掲載するとともに、5月の町報に掲載し、水道水の安全性ということでお知らせしたところでございます。

測るということについては、その後23年度中で数えますと15回、24年度に入ってから毎月1回ずつ順次実施しておりまして、この結果については町のホームページに公

表しているところです。公表していますが、検出されていないということを公表しているところです。したがって、基準値がキログラム当たり10ベクレルに下がったということでございますけれども、検出されていないということですので、基準が変わっても問題ないということです。

あとは、下水道等々にしてどうするんだというお話もございました。下水汚泥の取り扱いについては、これは大分遅くなってからですけれども、キログラム当たり8,000ベクレル以下については埋め立て処分して構わないということになってはいますが、ご存じのとおり8,000ベクレル以下と言いながら埋め立て受け入れ施設は全国的にありませんので、全国的に8,000ベクレル以下の汚泥等についてもたまっているという状況です。

湯宿の終末処理場からの発生汚泥は、月2回ずつ測定しています。大体キログラム200ベクレルをそんなに多く超えているわけじゃないんですけれども、一番高いときで500ぐらいで、最近では200ちょっと、210とか220というレベルなんですけど、200ベクレル以下にはなっていません。200ベクレル以下については、肥料原料として利用しているよということになっているわけですが、200ベクレルよりも若干高いということなので、場内保管を続けております。現在、約60立方メートルの保管となっております。

これについての影響がないよということで、場内と外との境界地点において毎週1回ずつ空中放射線量を測定しています。このことで大きな影響のある数値にはなっていないということですので、このことについては、周辺に連絡すべきかどうかということについては、区長さんと協議した中で、区長にお伝えする、区長が必要であれば区の中にお知らせするということですが、区長が判断されて、周りに知らせたらいいよというような数字は出たことがございません。

あとは、汚泥が出るのはもう1カ所、藤原にあるんですけれども、藤原の農集排の終末処理場については、濃縮槽利用の関係で昨年3月以降、まだ汚泥を処理しなきゃいけないというほど汚泥がたまってませんので、これについてはまだ汚泥というものが生じていないという言い方でいいんでしょうか、ということです。

あと、農産物のことについてのご指摘がありました。少し割愛しながらご説明させていただきますけれども、1キログラム当たり100ベクレルに4月1日から基準が下がったということですので、生産者が以前にも増して神経を使って対策をしているところです。溪流の魚については、つりの自粛要請は解除されております。あと、獣の肉につきましては、猟期が過ぎていきますので余り出てきませんが、検体を提供いただいて検査をした結果、食用については自粛するようにということになっております。

そして、シイタケ等ですが、系統出荷についてはJAのほうでやっていますので、系統出荷以外について、町が県協議会を通じまして乾燥シイタケ、畜産物等の損害賠償手続を進めているところです。現在、原木、ほだ木、これについて新たに問題が発生しましたので、これについて同等の対応を行うということでやっております。

したがって、その後、町内での農産物、生産物の放射線量の問題ですけれども、継

続して調査しておりますが、町内の生産された農産物でキログラム当たり100ベクレルを超えたというものはまだございません。引き続き検査し、安心・安全を提供していきたいというふうに考えています。

最後に、設備投資への支援、まとめるとそうだと思いますが、支援をとというお話がありました。これはJA等の金融機関を通じてつなぎ資金の制度も既に創設されておりますし、これらの制度については、生産者団体等の会議を通じて関係者に周知をしているところでございます。引き続き県と連携し、協調しながら、このような対策等について周知し、協力していきたいということで進めておるところでございます。

以上でございます。

議長（森下 直君） 10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 国がそう決めたというのは、最終的には個人のところが除染が非常に大変だというふうな観点からだというふうに思います。私も1メートル真四角、50センチの穴を掘ったんですけれども、2時間ぐらかかるので結構大変だなというふうに感じました。

国の基準というふうなことで、したがって、全部調査してクリアしましたよというふうな回答だったんですけれども、国としてもやっぱり環境省と文部省も同じ国なんですけれども、ここはちょっとレベルというか、基準が違うんじゃないかなというふうに聞いていますけれども、現在も違っているんでしょうか。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 基準の話については、前回、この場だと思います。一番最初に学校校庭等については文科省は国というか、議論のあった年間1ミリシーベルトということの取り扱いは同じだったんですけれども、学校にいる時間という評価をして、文科省は1時間当たり直したときに1マイクロシーベルト、それ以上について校庭等に除染を行うということで動いていましたけれども、その後、環境省が生活全般ということで、年間1ミリシーベルトというのは時間に直すと0.23マイクロシーベルトという数字をつくりましたので、学校等の取り扱いについても0.23ということになっております。先ほどお答えしたように、こども園であるとか、広場であるとか、そういうところについても0.23ということで取り扱っております。

議長（森下 直君） 10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） この特措法の除染計画から外されちゃうと、国の支援は受けられないし、結局先ほどの回答にあったように個人がやってくださいよというふうなことになるんだというふうに思います。重点地域に指定されなかった昭和村も役場の臨時職員ですけれども、3人を充てて、村民から要望があれば役場が行って除染をするというふうなところも出てきております。そういった意味で、非常に除染も大変なので、ぜひ町もやってもらいたいなというふうに思います。

あと、シイタケの栽培農家なんですけれども、県のほうはシイタケの増産というんですか、生産状況を図っているというふうなことで、設備投資をしているのかというのがある

んじゃないかというふうに思っています。東電のほうの補償についてもなかなかはかどらなくて、生産ジョウコウをしたために、消費税の対象農家になっちゃったりして、消費税もすぐ一括して納めろみたいな形で税務署から来ちゃうと、そういうふうな農家の状況もお聞きしているの、そういったところに東電の補償が出ない、来ないというふうなところへつなぎみたいな形で緊急支援というのを考えてもらえないかということなんですけれども。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 先ほどお答えしたところだと思っています。ほだ木、いわゆる設備投資をやって、例えばシシタケ原木だと、これから何年かにわたって収穫できるというのがだめになるということですから、この扱いについて、あとで農政課長に補足させますけれども、その要望、要求、取りまとめ等については、町も間に入ってやっているということですし、今、ご指摘のありましたつなぎ融資については、制度があると聞いていますけれども、実運営がどうなっているか、現実には即した話がないのであれば、農政課長に補足させたいと思います。

議長（森下 直君） 農政課長。

（農政課長 高橋正次君登壇）

農政課長（高橋正次君） お答えいたします。

原木につきましては、ただいま補償協会のほうの協議が済んでいないという状況でございます。というのは、原木については太さが違うというようなことで、その部分がどういう評価をするというようなことが、まだ協議が整っていないというような状況で、なかなか進んでおりません。請求の様式等もまだ示されていないというのが現状でございます。

そういう中では、町もそういうものが出た段階で、農家の皆様にお知らせして請求をしてもらおうというような段取りでございます。

以上です。

議長（森下 直君） 10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 地域的には、北で5マイクロとか3マイクロとかというのが現実には出ている状況ですし、それからことしの3月30日に環境省が河川と湖沼のセシウムの量を発表しました。これは昨年暮れと3月末と2回目なんですけれども、利根川の月夜野橋の右岸が2,270ベクレルという形で2倍に、それから吾妻のほうも汚染されているというところなので、合流する大正橋が5,600で3.75倍というセシウムが検出をされております。そういう状況がこれからもあると思うので、そういう法律、特措法からははずれているんですけれども、町民が危険にさらされるようなことがあるとしたら、やはり町のほうも手助けをしながら除染をしていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

次に進めさせていただきます。

公共事業でトラブルがあった場合の町の責任というふうなことでございますけれども、（仮称）徒渉橋の橋脚等の工事というのが2010年3月に契約がされました。しかし、

期間が3月の契約だったのでこれは繰り越ししたんですけれども、繰り越しされて2010年12月の工事中に豪雨と上流のダムの増水の放流で橋脚工事現場が崩れて、重機が埋没という事故になりました。

埋没したくい打ち機については、全国に七、八台しかなく、修理に時間がかかるというふうなことで、また再度事故繰り越しをしまして、11年10月の臨時議会で補正予算がされ、同じく12月の議会に5,040万円の追加工事が随意契約で出されました。理由としては、設計で大体4,000万円くらいの15本のくいを打つというようなことになっていたんですけれども、巨石が多く、8本ぐらいしかできない。工期の3月までには完成をしないので、そのため工法を変更し、高額な掘削機を使用して工期を短縮する必要があるとの理由でありました。

その後、この工事については、ことし5月の議会で4,872万に減額をされましたけれども、総額で2億2,000万ぐらいで当初の計画から1.5倍というふうな形になりました。こうした事故があった場合、町長の責任というのがあるんじゃないかなというふうに思います。なぜ事故が起こったのか、その原因究明と責任、それから損害があったら業者に請求するということ、その後すぐに対策を立てて問題を解決する、2度と同じ過ちを繰り返さない対策を立て、それを実行する、この3点についてちゃんと処理ができているのかどうかということをお伺いしておきます。

議長（森下 直君） 町長、答弁をお願いします。

町長（岸 良昌君） 今、徒渉橋の下部工事部分について、経緯を追って述べられまして、経緯についてはほぼご指摘どおりでございます。個別の工事目的等について、改めて確認したいと思しますので、繰り返してご説明させていただきます。

まず、後閑地区のまちづくり交付金事業につきましては、事業採択を受けて20年から24年の5年間の事業として、これについては駅の周辺整備事業をメインとして、真政悪戸線の新設工事、そして駅坂線の改良拡幅工事、これらがこの交付金事業の中に入っています。その一部であります徒渉橋の下部工事、中身は橋台と橋脚です。これの工事の発注について、ご指摘のとおり、21年の経済対策による臨時交付金の追加配分ということでしたので、22年3月12日に議会の議決をいただいて発注しました。3月ですから、当然と言ったら叱られますが、河川工事であるため、22年度に繰り越して、22年度の渇水期に初めて工事着手できるということでございます。

9月から準備工事を始め、10月に左岸の橋台工事から始めました。そして12月に橋脚のくい打ち工事が始まったところですが、この内容については設計に従って、オールケーシング、全周回転工法ということで掘削を開始したところですが、1本目の掘削で転石が多くて掘れないという状況、2本目も同じ状況だということでございますので、補助工法を使用して、3本目を掘削していたところ、12月23日の未明でございますが、12月にしては異常とも言える利根川の上流の豪雨で冠水し、締切り堤が破堤して、工事機械類が水没したということです。その時点で、杭打ち機がそんなに全国にあるものではないということで、すぐに入れかえて杭打ちを継続するということができませんので、次期の渇水期を待って工事を進めるということその時点で判断したところです。

なお、工事の内容としましては、右岸側の橋台の工事を進めることができるので、その部分を進行させたということです。したがって、事故繰り越しの手続で23年に繰り越し、その間については右岸の橋台が6月には完成しています。

今、事故原因のことに触れさせていただきたいと思いますが、事故原因については検証して、季節外れの豪雨という増水がありましたけれども、仮締切り堤の断面不足、あるいは強度不足があったというふうに結果的には推測しています。

したがって、請負業者には文書による厳重注意処分を行い、監督職員については口頭での注意処分としたものでございます。ここについて、先ほどのご質問のあった内容でございすけれども、仮締切りの破堤については、設置されていた締切り工が十分な対応力がなかったということに判断いたしました。これについて、施工中に業者が被害を受けた、このことについて、締切り堤では指定仮設ですから、業者がこれでやっていいかという承認を官側に求めています。そのことについては承認していますから、業者のほう被害を受けたのが指定仮設を官側が認めたからだということであれば、損害賠償請求はあり得たと思いますが、業者からの損害賠償請求はありませんでした。

したがって、業者は官側の責任を追及することなく施工業者の責任だということ判断されたと推測されますので、施工業者の責任のもとに各種の損失等の処理についてはすべて行われております。町、発注者当局の被害は生じてません。

したがって、もしもの仮定ですけれども、業者から損失補償が求められたとすれば、どういう根拠をもって指定仮設を認めたのか、この判断がどうだったのか、この辺の議論、あるいはその検証というものが行われたはずですが、このところは行われることなく、先ほど前段でご説明したように、施工断面が十分でなくてということで処理をされています。したがって、町としてはこの件について何らの損失は生じていないということが1点でございます。

それから、次の話ですが、2点目として早急に対応を決めるべきだというお話でしたけれども、工事を継続しても機械が入ってこないということで、その工事をやめて、工事全体を進めるために橋台工事に振りかえるというご説明をしました。その場の現場で早急な判断がなされているというふうに思っています。そしてその工法変更した後の議会のご説明のときに申し上げましたけれども、橋脚工事のその後の工事方法については、23年度中の渇水期に下部工事を完了しなければならない、これが完了しないと24年度に入ってしまうと、交付金の関係で今まで行ってきた工事分の交付金を返還しなければならないという状況になるので、全体が単独町の事業という予算支出をしなければならなくなる。そのために半年間かけて最も適切な工法の再検討を行いまして、この間は群馬県及び群馬県技術センター、設計業者、施工業者、町、これらで協議して、従前のオールケーシング全周回転工法では23年度中に完了しないという判断をいたしまして、工期を短縮する方法であり、なおかつ交付金の補助対象となる工法ということで、マルチドライバー工法を採用し施工することで完成させることとしたこととさせていただきます。

迅速に判断できなかったのかということについては、半年後に必要な判断を十分関係者と議論して答えを出していくということですから、迅速な対応、これは十分なされている

というふうに思っているところでございます。

とは言いながら、ご指摘に何点か申し述べさせたいと思います。2度とこういうことがないように、結果論から言って、そういうご指摘があることはあり得ると思っています。このことについて、まず最初の指定仮設の堤防の問題です。なぜあの程度の堤防でいいというふうに指定したのかという問題点は追及されませんでしたけれども、論理的にあると思っています。これは当初の締切り計画について、漁協の理解が得られないため施工業者が間に入って締切り仮設の計画変更をやっています。この計画変更をやったときに、機能が十分果たされる形であったのかどうなのか、それについては検証してませんから何とも言えません。その他の要因もありまして、仮締切り工法について2度の変更がなされました。この辺について、結果的には何らかの影響があったのかということはあるかと思えますけれども、今回の降雨量については、月夜野橋が水位の基準点になっていますし、ここの基準点の量から言って、設計に使用した水の量よりも少なかったという数字が出ています。そうすれば、なぜ破堤したのかということについては、やはり定流状態で流れていない、定流解析という形での断面計算は不十分だろうと、不定流解析なり、あるいは射流、濡筋がどこにあって、どういう位置からどこにかかるのかという解析までやらなきゃいけないんだと思います。普通の解析ではそこまでやっておりませんので、そういうことを結果的にやっておけば、真ん中に力がかかって、そこから壊れてきたんだというような現象というのは起きなかったんじゃないかというご指摘はあると思います。

ですから、きちっとした不定流解析まで行って、工事規模に応じて流れを分析し、そういう形で仮締切りの計画をつくるのかということがありますけれども、ご説明しても現実的にこういうことは難しいだろうと思っています。

そしてもう一つ、施工監理について監督官、これは現場代理人と十分に協議して現場状況についても把握してますし、これについてこの間、現場はどうしていたんだと、繰り返し議員のほうからご指摘いただいています。すなわち町民もそういうふうに思っているんだろうということがありますので、これについては今までそういうことはありませんけれども、町にとっての重要工事というものについて、例えば施工監理委員会というものを個別工事について立ち上げて、その中に施工監理コンサルタントを常駐させるとか、専門コンサルタントの技術者の意見を定期的に聞くとか、あるいは町民代表としての議員の方に監督員補佐として現地にはりついてもらうとか、そういうところまで踏み込まないと、適切にやってきたということについて、疑義あるというご指摘が2度、3度ある、これは町民の感覚だろうと思っていますから、それに対応するには現場について常に情報が流せるような体制をつくり上げるということが必要なと思います。

そして何よりも、今おっしゃいませんでしたけれども、従前言われていますあそこでなぜ杭基礎という設計をしたのかというご指摘は以前にもありました。これについては、左岸1本、右岸1本、真ん中1本という3本のボーリングをやっております。したがって、杭が当たる部分については1本のボーリングしかなされていません。それが根拠に設計がなされているということがあります。これについて、実際の調査の時点でも担当段階ではもう1本入れたいと、掘って見たらどうだろうかというような話もあったようですけど

も、国の交付金をもらっているという関係があつて、基準でいくと1本でいいんだということで、基準に基づいた調査レベルになっています。

したがいまして、この基準というのは何かというと、国であるとか、県であるとか、そういう基準でございますので、いわば頻度を多く施工しているところではその程度の調査なんだということになると思いますけれども、町にとっての重要工事というのは、これはあると思っています。徒渉橋もそうでしょうし、ほかに幾つかのものが想定されると思います。そういうときに、補助金だとか交付金をあてにせず、十分な調査をきちっとやるべきだということまで踏み込むのが、今回の教訓かなと私は思っています。

基準に従って、補助金がもらえる範囲で調査をやりましたと、どこでもそれだから、それでやっていて、調査が不十分だったとは思いませんというふうに言っていますけれども、繰り返しあの状況で1本のボーリングで杭基礎15本打てるんだと、判断してよかったのかと、結果的に言われると、それはもっと緻密な調査というのもあったんだろうと、なぜそれができなかったかということ、やはり町の行政というのは、この間国の基準なり、県の基準なり、専門家の意見というのを聞いてやっているということですから、いくら過大だと言われても、あるいは無駄金だと言われても、調査を十分にやるということもあり得るのかなと思っています。

この辺については非常に判断が難しいと思いますし、これからどれだけの重要工事が町内に展開されるかということもありますけれども、今回の教訓に基づいて町長はどう考えているのかと言われれば、十分以上の調査をやって、結果的に調査に無駄金使ったと言われてもやっていくべきかなというふうに、今思い始めているところでございます。

少し長くなって、なおかつポイントははずれていると怒られるかもしれませんが、ご指摘の向きについてお答えしたつもりです。

議長（森下 直君） 10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 水量は基準点以下だということで、仮締切りが漁協との理解が得られなくて変更したというふうなところが一つの問題点かなというふうに思いますし、1本目を打ち込んだ段階、2本目を打ち込んだ段階でもう石が出ていて打てなかったというふうなことだと、その点の調査の問題があつて、その辺を反省してくれと言っているのは、一応の反省かなというふうに思いますけれども、そこで調査をしていれば増額する費用も少なくなると、最終的にはそうなりますし、実際に一つの契約でそれを実施できなかった場合は、ある程度業者のほうも責任を持たなくちゃいけないんじゃないかなと、そういう点もあると思います。このところは、保険制度みたいなものをちゃんと利用して、失敗しても業者が再度工事ができると、そういうふうなところをしたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、保険制度というのはどうしていたのでしょうか。

議長（森下 直君） 地域整備課長。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） お答えいたします。

当然、工事については保険制度がありまして、加入はしているんですけれども、河川整

備とか、そういうものについては、安全性とか対策をきちっとしてやっている場合については保険もきくわけですけれども、当時の安全対策について、当日の気象状況とか、そういうものを事前にその施工契約に入っているわけですけれども、管理不十分とか、そういうことがありますので、今回の保険についても、当然保険をかかっておりまして、それについては金額がどうのこうのというのはわかりませんが、保険は多分きくとは思いますが、そんなには出ないという話は聞いています。

議長（森下 直君） 10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 土木工事というのは危険率が高いので、一般の利益率も相当積算の段階で見積もっているはずなんですけれども、そういった面で事故あったときにちゃんとした保険が払えないんじゃない、かけても意味ないみたいな感じになっちゃいます。

町の人口が2万人ということで、それで120億か130億の予算をしている。ほかの町村というか、人口2万人ぐらいの町村というのは、大体70億とか60億の予算で回しているところが多いんですね。みなかみ町はどういうわけか非常に特徴的な町なんですけれども、それを一律に人員削減をすると、個人というか、職員1人の仕事量がふえちゃって、例えば仮締切りのときに漁協からクレームがついたからということで、こういうあれがあるんだよと、根拠を示してみたいなところまで手が回らないという可能性みたいなものがあるので、その辺のところの人員削減の方針みたいなのは、町長はどういうふうに考えているんですか。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今の2万人の町の財政規模70億なのかという話に離れますが、これについてご存じのとおり、平成27年については100億円規模の財政に持っていくと、そこに持っていくのはなかなかつらいだろうなと思っています。

その要因としては、2万人というとあれですから、埼玉県で言うと市の横についた町で10平方キロしかないというところと、780平方キロのところ、道路延長も長い、河川もある云々で、これは財政規模というのは、やはり70億じゃなくて目標の100億、今128億ですけれども、110数億の段階にあと二、三年でどう持っていくかと、これは努力したいと思います。

今のご指摘の人数のほうについては、2万人の町で少ないとか、平均で140人、少ないところは70人でやっていると、我が町は今280数名で200人体制に持っていきたいと言っていますけれども、これもなかなか厳しいなと思っています。

そういう状況の中で、今のご質問が人が減っているから各種の協議等の面倒を役場職員は見にくいだろうというご指摘だったと思いますけれども、今、漁協という話もしましたが、漁協だとか、県との協議もあって、2度ほど変更になっているということです。わざわざ漁協と施工業者が協議するときに、役場職員が行くべきだというふうには思ってませんし、今のご指摘をちょっとずれてしまいますけれども、この指定仮設をこういう変更でどうでしょうかと言ってきたときに、もうちょっと緻密に各方面の議論を重ねたほうがいいんじゃないかということがあろうと思います。これはさっき前段で申し上げたところ

です。

ですから、職員体制に応じたもののやり方、この間、アウトソーシングの議論もしてきました。そして土木の施工については、もともと設計については外部を使うというのが通常になっていますし、施工監理について、ご存じのとおり、水上中学校であるとか、建築の専門的なものについては施工監理についても業者発注しました。いずれ土木工事についても、施工監理業者に発注するののかという段階があるかもしれませんが、まだそこまでいっていないのかなというふうに認識しています。

今の質問を受けとらせて、結論的に申し上げますと、役場職員の数は減ってはいますけれども、その中でどういう形で行政サービスを落とさず効率的にやっていくか、これは外部の力もやっていくという方向でいっています。土木分野について、それを早急に取り入れるという段階にはないと思っていますけれども、先ほど施工監理であるとか、技術検討であるとか申し上げました。そういうことも一部導入していく時期かなというふうには思っているところでございます。

議長（森下 直君） 10番原澤良輝君に申し上げますけれども、時間もありませんので、そのようにしてください。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） この工事が、町の悪い工事の事例にならないように、いろいろ検討して、対応を立てていただきたいというふうに考えます。

あと、健康保険の問題について、一応2012年、ことしの4月5日に国保の都道府県下を単位化する国保法の改定法案が成立をしました。いろいろ経過措置はあるんですけども、2015年、3年後にこれが実施をされるというふうなことになっています。こうしたことに対して、町の影響というのは、広域された場合、町の国保への影響というのはどう考えるか、教えてください。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今のポイントだけお答え申し上げます。

国民健康保険が広域化された場合、そのときの町と県、広域との分担は町は資格の管理、保険税の賦課、徴収と保険給付を行うということで、財政運営、基準保険税率の算定等は都道府県が行うということで考えられています。今も群馬県に指導、協力をいただいている中で進めているところですが、今まで以上に群馬県が運営の責任を負うということになりますので、町単独でやっているよりは保険運営が安定、強化される方向であるというふうには理解しておるところでございます。1つだけお答えするとそこです。

議長（森下 直君） もう時間ですので。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） わかりました。では、まとめます。

国保の財政、国保世帯の所得が減っているということで、全国的には一般会計から特別会計というのがふえているんですけども、群馬県はどういうわけか減ってしまいました。町も前回までは入れてきたんですけども、ことしからは特別会計をなくしてやっていくというふうなことになっています。

やはり公的保険というのは、負担と給付がリンクしないのが当然でありますし、国保が制度改正されるまでは、相互扶助というのを全面に出したんですけれども、新しくなってからは、社会保障というふうな面を重点していくというふうなことです。ですから、やはり国保が一般化された、県広域された場合に、高いほうに平準化されるというふうな危険がありますので、そういうことがないように住民の、町民の負担をなくすように運営をお願いしますというふうに思います。終わります。

議長（森下 直君） これにて10番原澤良輝君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。10時35分から再開をさせていただきます。

（10時24分 休憩）

（10時36分 再開）

議長（森下 直君） 再開いたします。

通告順序6 4番 前田 善成 1. 医療費と保険のこれからについて
2. 消防団のこれからについて

議長（森下 直君） 引き続き一般質問を行います。

その前に、大分午前中からは暖かくなってきましたので、着衣はご自由にしてください。

4番前田善成君の質問を許可いたします。

（4番 前田善成君登壇）

4番（前田善成君） 通告に従い、一般質問をいたします。最初は、医療と保険についてです。

国では、医療費の問題が隠れ債務と言われていますが、国は問題にしないようにしています。しかし、実質的に幾つかの保険運用をする市町村では、対岸の火事とは言えない状況です。子育て世代に大きな負担をお願いするような運用が行われ、保険自体の運用危機、保険料の上昇等、その存在そのものが難しい環境になっています。

そこで、本来今の医療報酬の地域的な傾向について検討し、対応することで保険料の軽減や抑制につながりますが、そのことについて町の考え方を伺います。

議長（森下 直君） 町長、答弁。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） ただいまの医療費の問題です。前回、昨年6月議会だったと思います。前田議員からご質問いただいて、その一番最後のところにもやはり医療費の問題が隠れ債務だというお言葉がありました。国民健康保険の問題については何度もほかの議員さんから質疑をいただいているところですが、隠れ債務とおっしゃるのは、多分どんどん高齢化が進み、医療が高度化し、医療費がかさみ、それに比べて特に国民健康保険の加入者、これの平均収入がどのぐらいでということだろうと思っています。

今の地域の病気の特徴を分析することによって、医療費の上昇が抑えられるのではないかとあたりについては、どの点をお答えすべきか非常に悩んでいるところですが

も、少しデータがありますので、若干長くなりますが、お話しさせていただきます。

県民1人当たりの国民健康保険の医療費については、群馬県は27万4,906円とされています。それに比べまして、みなかみ町は27万379円という平均値になるようでございますので、群馬県の平均に比べるとみなかみ町は4,500円ですから、数%ほど平均が低いということだと思います。それは、群馬県内、35市町村のうちの18位ということなので大体中位かなということだと思います。

とは言いながら、利根・沼田の市町村圏においては、川場が一番高く、その次がみなかみということになります。平均値で言いますと1人当たり医療費が25万6,516円となっていますので、他の市町村に比べると我が町は1人当たり1万3,863円ほど平均より高いということのようです。したがって、川場に続いてみなかみ町ということですから、利根・沼田地域においては、医療費が高いということのようでございます。

ご存じのとおり、診療報酬が22年度に改定されましたので、各種やや高い方向に動いているということだとは思っております。22年度の診療報酬の改定が地方で医師不足が深刻で医療崩壊が進んでいる、これを何とかしなきゃいかんということで、地域医療を充実させたということになっておりますので、やはりみなかみ町のようなところでは、診療報酬改定が医療費が高くなるという方向の効果というのは大きかったんだろうと思います。

この部分については、国民健康保険、これは市町村単位で行われておりますので、地方の財政状況が診療報酬改定によってさらに厳しい方向に動いているのかなというふうに思っているところです。

さて、今お話のありました疾病を見てみることによって、医療費の問題を考えられるのではないかというご指摘ございましたので、群馬県のデータを押さえてみました。入院については、統合失調症、統合失調症及び妄想性障害、言葉で言うとわかりにくいと思うんですけども、その2つに区分されているようです。それから悪性新生物、消化器系の疾患、虚血性心疾患、脳梗塞の順番ということになっています。私も読んでいて非常にわかりにくいので、お聞きになってわかりにくいと思いますけれども。

それで、みなかみ町については、1番、2番は変わってません。3番も悪性新生物も変わってません。さて、それで入院外、つまり通院のところでは言いますと、高血圧症疾患、それから歯肉炎、歯周疾患、それから糖尿病、内分泌栄養及び代謝疾患、歯及び歯の支持組織の障害、こういう順番で、これはみなかみ町も群馬県も同等でございます。

データがいろいろあるんですけども、何をご説明すると、次の話につながるのか。それで、人口10万人に換算して受診率でどういう病気が多いのかというふうに見たものもあります。それで言うと、循環器系の疾患、呼吸器系の疾患、筋骨系及び統合組織の疾患、精神及び行動の障害、それから新生物ということですから、多分私もどう理解するのか、循環器系だから、要するに風邪で病院に行く人が多いのかと理解していますけれども、多分そういうことだと思います。

どこにおいても、循環器系の疾患が第1位ということですから、循環器系疾患の中で高血圧性疾患が50%以上を占めているということで、みなかみ町が55.2%、そして脳梗塞が21%ということでもあります。ですから、高血圧が日本人で最も頻度の高い生活習慣

病で動脈硬化の重要な危険要因であるとか、脳卒中だとか、心筋梗塞、心不全、腎不全に至るといって、生活習慣病をこうむらないように生活することが医療費を削減することにも大切だということで、あんまり読みたくないのが次に書いてあります。節酒、バランスのよい食事、適度な運動、そしてたばこは吸うなと、こういうことだそうだし、2番目が健康診断、早期発見して適切な医療と重症化を防ぐ段階で手当をするということが医療費を削減することだということで、相当難しい文章を並べてありますけれども、結論的には極めて当たり前のことかなと思っています。

申しわけございません、前田議員のご質問にどういうふうに地域の病気の特徴を分析してお答えするのが適切か把握しておりませんので、若干のデータと理解しているところを述べさせていただきます、最初の答弁とさせていただきます。

議長（森下 直君） 4番前田善成君。

（4番 前田善成君登壇）

4番（前田善成君） 前のときにもそうだったんですけども、医療費の問題は国の問題なのだというお答えだったものですから、国のほうの問題を今話していただいたんですけど、ほぼ日本の医療問題というか、どの地区でも同じような疾患が多くて、入院のほうの逆に言うと費用の負担になっているのも全く同じ状態です。だから、国のほうを見てみると、実は地方の基礎自治体の状態がわかるというのが医療費の特徴だと思います。

特に、GDPの成長率より大きい伸びで医療費が伸びていますから、高齢者の増員以上に医療費の高騰がやっぱり問題になっているんですね。その大きな要因というのは、今、町長が言われたような、医療形態の変化、特にちょっと前までだったら、不可能だった病気の診療が今ちょっとした町医者でできるようになった、これによって、医療費というのは高額になってきます。

それと、精神疾患の病気が多くなった。今さっき言った総合失調症というのが本当にこれが一番の問題で、特に総合失調症の問題の一番の部分というのは、高齢者で引き取り手がいない、扶養してくれる方がいないと長期的な入院になってしまう、それを町のほうで負担していくというのがその原因になっていると思われるんですね。この辺のところを予防していくということが、さっき言ったように必要になってくる、特に高額な医療の疾患については人間ドックなどの推進でほぼ防げていけるという状態になります。

そこで、人間ドックを町民全員にやっていただくような形にするために、ドックの無料化というのを一つ考えたらどうだ、それとあと総合失調症の受け取り手の調査だとか、家族に対しての通達だとか行うことはどうでしょうかということで、提案させていただきたいと思います。

それから、生活習慣病ということで、今、町長も言われましたけれども、高額疾患のほとんどは生活習慣病が問題になり、そのとおりですね、高血圧と糖尿病あと歯周病がほとんど、どの地区でも全部上位に来る診療報酬の金額の上位の疾患です。逆に言うと、その中で生活習慣病が発生するというか、一番あらわれてくる40歳から50歳の特定診療に関する診療行為の受ける方が少ないというのも本当の話で、本来40代から50代の人が特定健診を受けていると高齢になってからの高額医療を受けなくて済む、そういうふうに

言われています。

特に、群馬県は低くて、全国的には特定保健診療率が65%に対して、群馬県は38だし、診療の結果、保健指導の実施率についても全国が45%に対して15%です。こういうところを見ても、逆に言うと予防活動というのが、実は群馬県というのはすごく低くて、うちの町もこのデータにそれほど変わらない状態で行われています。これは診療費だけじゃなくて、去年、厚生委員会のほうで視察に行った折り梅ですかね、認知症の介護施設などもそうなんですけれども、予防活動だとか、家族を含めた話し合いによって、こういうものの抑制が行われる、そういうふうに言われています。なので、全体的な医療行為についてのそういう抑制運動を子供たちも含めて形で、全町挙げて行うような考え方があるかどうかについて伺いたいと思います。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今の最後のところでまずお答えしますが、確かに今のお話の中で、特定健診が非常に受診率というか、健診を受ける率が低い、何となく群馬県民性があらわれているような気がするわけですが、先ほど申し上げましたように、健康診断をきちんとタイミングで受けていただきたい、これの活動については、町としても相当強化しているところですが、なかなかその数値が上がってこない、これも事実です。

その中で、子供に対して、子供のころから教育しておくという点のご指摘もありましたし、またその中に含まれているんだと思います。子供に健診の重要性を教えておけば、その直接の親である、今ご指摘のあった40代、50代、健康に自信があるということと同時に、忙しくてなかなか健診なんか行けないよという年齢層だと思いますから、そこところに子供を通じて刺激を与える、行かなきゃいけないと意識させる、非常に重要な提言だと思っています。その気があるかどうかということについて、すいません、検討したことがございませんので、今の提案が貴重な提案ということで、これから検討させていただきますと思います。

議長（森下 直君） 4番前田善成君。

（4番 前田善成君登壇）

4番（前田善成君） 町長がおっしゃられるように、逆に40代、50代の本当に健診率の低さというのは全国的な問題になっているので、その辺のところは子供のころから教育に含めていこうというような提言がいろんなところでなされています。

それに加えて、診療報酬というのは、緊急性の高い病院に向かえば向かうほど高い報酬になります。変な話ですけど、風邪で群大に行かれると、やっぱり高い報酬になってしまいうんですね。例えばですけども、普通の町医者で、例えば群大などの中核病院などの医者の報酬というのは、同じものを見ても1.5倍ぐらい高くなるという現状があります。国のほうの指導で、医院から総合病院、総合病院から中核病院に行くような指導を町民に対して行ってくださいというような話も来ていると思うんですが、なかなか皆さん自分たちの近くの町医者よりは、総合病院に行ったりとか、群大に行ったりとかというようなことが多いようです。

その辺のところの指導も含めて、子供たち、特に子供には食育の部分も大事になってく

と思うんですね。生活習慣病のほとんどは子供のときの食生活になっています。特にうちの町でもそうですけれども、栄養教諭というのがそのために配置されているんですけれども、その栄養教諭がやっている仕事の範疇にそういうことも含まれていますので、逆に言うと、地元の医師、開業医の方と栄養教諭の方と一緒に派遣して、健康教室みたいなものを実施して、学校の中で子供のうちからそういう医療費が低くなるような健康の状態とか、自分たちの体のこと、病院のことを教えるような、そういう教室を行う考え方について、再度お伺いします。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今、お話あった中で、確かに医療の分業というとおかしいですけども、1次医療圏、2次医療圏、3次医療圏という形で国のほうも、あるいは県のシステムづくりもそういう形になってきている。そしてまた、みなかみ町において、中核というか、中堅的な病院があって、相当医療を充実してカバーしていただいていると思っています。

それとまた、今お話がありました地元のお医者さん、それも相当医療だけではなくて、人格的にも、あるいは地域の活動でも中心となっていっちゃって、人望の多い方も多いので、多くの方が地元のお医者さんに風邪ひいたらまず行くといったようなことはみなかみ町は相当進んでいるんじゃないかなという印象を持っています。そしてまた、群馬大学、群大病院というのがありますから、みなかみから高速を使えば1時間で行けるということもあって、群大にいらっしゃる方も多いことは理解しています。

それは、特定の病気、やや難しい病気、言ってみれば医療圏の問題で仕切りをしている、国の考え方、県の考え方等々と余り違わない形で群大を受診されているのかなというふうには思っています。

さて、地元の医師と栄養教諭、タイアップして食育教育をやったらどうかという点です。子供たちに対する食育というのは大変大事だと私も理解しております。今のいわゆる食育というカバーの範囲とは若干違うと思いますけれども、地産地消の中で地域の食材を少しでも多く使ってもらおうということで、議会のご理解も得て、一昨年度になりますかね、補正の段階でお願いして、これも進めているところです。

ですから、学校教育における食育というのは幅が広いと思いますけれども、その中の一つとして、今ご指摘のありました考え方というのは、貴重なことだろうと思っています。ちょっと心配していますのは、学校医の皆さんが相当忙しくて、今の学校健診でも相当負担になっていることがありますので、そこまで行けるかどうかというのがありますが、栄養教諭と例えば町の保健師も忙しいんですけども、タイアップして、教室を用意するとか、そんなことも一つの方法かなと思います。

同じ答えですみません。貴重な提案と思って、真剣に検討させていただきます。

議長（森下 直君） 4番前田善成君。

（4番 前田善成君登壇）

4番（前田善成君） やっぱ開業医の方に結構負担になっているのは、そうだと思うんですね。それなので、ちょっと指向を変えまして、例えば今、モバイルコミュニケーション、モバイルクリニックということで、結局、携帯端末が急速な発展をしていますよね。そうする

と、携帯端末で診療行為ができる。携帯端末で診療行為をするというものに関して、これはちょうど震災の影響なんですけれども、経済産業省のほうで地域活性化事業ということで、大学だとか、行政だとか、企業で最大で3分の2の補助金をいただけるんですね。最低の補助金額が逆に決まっています2,500万、上限はその研究によって変わってきます。

ただ、行政が絡んでくると、逆に言うと3分の2の補助が間違いなくもらえるというような事業がありますので、今、本当に開業医の方というのが、そこに行って見るのは難しいかもしれないですけれども、例えば集会所だとか、学校だとか、そういうところにそういうものを設置して、モデル的に全町挙げて町民の健康管理をやっていくというような考え方で行っていただければ、今、上牧の地区で外国人の方を病院に集めて、健康診断をするというような取り組みも行われています。そういうものに合った形で、うちの町もタイアップしていけるんじゃないかと、民間の考え方について、行政もフォローアップしていけるんじゃないかと思っておりますので、その辺について検討していったらどうかについて、お伺いします。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 遠隔医療について、古い話になりますが、平成5年に、今、前橋市になっていますけれども、富士見と前橋の境あたりに遠隔医療の研究センターを県で誘致しようじゃないかというときに担当していたので、東京大学の医学部まで行って見せていただいたり、その時点の話はある程度承知しておりました。

そしてまた、近年はアフリカだとかいうところで、これについては遠隔医療のイメージが当初の研究所ということで県の地域整備課長と勉強したときは、本当の専門医がいて、現地にはお医者さんがいるという連携の話でしたけれども、今、実際にアフリカだとか、本当の途上国で始まっているのは、全く医療サービスが受けられないときに、中央のほうには言ってみれば普通のお医者さんがいて、現地のほうには看護師さんというか、日本の看護師ほどではなくても、多少の経験、研修を受けた人がいて、割とシンプルな病気を情報伝達しながらやっていくというのが効果的だと、各種の支援、国際支援機関もそういうのに力を入れていきたいといったようなことも聞いておりましたけれども、そういうレベルで言うと、みなかみ町が距離的には離れていても、遠隔というイメージとは違うのかなと思っていたんですけれども、全く新しい切り口のご提案で、これについて今のご紹介のあった補助制度、地域活性化事業というあたりのイメージがどの程度でき上がっていて、そしてまた、今ご提案になった携帯端末に対して集会所等から情報発信するというような形に活用できるものなのかどうなのか、まず制度の勉強を早急にやりたいと思っています。

今のご指摘について、否定すべき側面はないと思いますので、ともかくご指摘のあった事業の適用可能性について、早急に勉強させるようにします。

議長（森下 直君） 4番前田善成君。

（4番 前田善成君登壇）

4番（前田善成君） ちょっと前までは、本当に億、10億、20億の工事だったと思うんですけれども、本当にiPadのおかげで、医療に完全に伝えるようになって、その研究につい

てかなり日本は力を入れていこうというような話になっていますので、特命的に、逆に携帯端末を使った医療行為ということで、わざわざ補助金が出ているぐらいですから、これについての活用というのは、逆に考えていただきたいと思います。

それから、町長に今の社会保険制度は賦課制度になっていますよね。これはすごくいい制度なんですけれども、エコノミーの料金でビジネスクラスに乗せてもらえるようないい制度だと思うんですが、これは恐らく2025年になると、2人で1人の年寄りを支えるようになってしまいますよね。地方から今保険に関してとか、社会保障に対して、いろいろ意見が出ている時代になったので、町長に対しても保険制度とか、社会保障制度について意見があれば、最後にちょっと聞かせていただければと思います。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） マクロ的な話です。国民健康保険の問題については、再々ご指摘受けているように、みなかみ町の個人に対する負担が高いと、これはいろんな答弁をしていますけれども、それは事実であることは認識しています。

したがって、例えば国民健康保険も広域的なほうがいいというふうに認識していますし、例えばもう1点別の話で言うと、高齢化率が日本全体で20%から30%になるという議論をしていますけれども、我がみなかみ町については、高齢化率という数字だけではじけば、既に30%を超えていて、40%になるのが見えている。つまり日本全体の少子高齢化、特に少子の面もそうですけれども、これはみなかみ町が先にいっているわけですから、そのときの問題点、あるいは今直接ご指摘のあった社会保険なり、健康保険という面について、今後日本全体としてどういう問題が出てくるか、これは先進的に経験していることだと思っています。

これについては、直接社会保険の制度に対してどこかで意見を言うとかいう機会はありませんけれども、例えばほかの集まりで、全国の市町村長とご議論するときであるとか、あるいは都市部の市長と議論するとき、それぞれのところで医療費が高くなっているとか、高齢者がふえているという議論が必ず出てきます。そのレベルの高いところで、いろんな苦労というか、問題点を把握しているというつもりで意見は言うようにしております。

議長（森下 直君） 4番前田善成君。

（4番 前田善成君登壇）

4番（前田善成君） みなかみはそういう意味では、先進的なんだと思います。やっぱり積み立て方式だとか、いろいろ方式の提言なども先進的な町長のほうから話が出てくれば、医療費の積み立て、保険もそうですね。積み立て方式、若い世代と年寄りの世代が公平にいろんなものでいけるような方式に変えていくということの提案なども町長からしていただければ、いろんな意味でみなかみの現状をわかってもらうことも多いのかなと思います。

高齢化の問題について、次に消防団のこれからということも絡んできますね。次の質問に移させていただきたいと思います。

急激な少子高齢化のためさまざまな問題が生じています。その中に究極のボランティアである消防団の活動を行う団員の減少が含まれてきています。地域の火災、救護、防災を行ってきた消防団は長男が入るのは当たり前と普通に考えてきましたが、そんな考え方も

ままならなくなりました。また、広域消防の体制も変わり、消防団の存在意義も大きくなってきています。さらに世代間がなくコミュニケーションを行い行動できる団体は田舎では消防団のみです。

そこで、これからの消防団員の減少に対する支援や援護策について伺います。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 消防団の問題です。まず、消防団の話になりますと、現役の消防団員として活躍していただいていますし、また今年度は分団長として第3分団を引率しておられるということで、前田議員の消防団の活動には改めて敬意を表するところでございます。

とは言いながら、私経験なくて本当に恥ずかしいと思っているのは、ほかの議員各位におかれましても、過去にほとんどの皆さんが消防団に所属されて活躍されてきたことです。この辺については感謝申し上げると同時に、現状と昔の比較、あるいは現在の問題点、皆さんよくご理解されているというふうに思っています。

いつも言っていることですが、消防団については、自分たちの地域は自分たちで守るという郷土愛の精神、ふだんさまざまな仕事を持っている人たちが火災、風水害、地震など、いざというときに結束して地域を守るために活動していただいているという組織で、大変地域の安心・安全を守る中核になっているということでございます。

そのために、日ごろから非常に訓練に励んでいただいているということも事実ですし、大変ご苦労も多いというふうに考えています。そしてまた、今お話がありましたように、消防団という活動で、通常職場だとか、地域も若干離れているというような中で、世代を超えてコミュニケーションの持てる団体になっているということですし、消防団がということもありますし、消防団で活躍されているような方がということもありますが、地域のおまつりだとか、各種行事の中心的な存在になっていらっしゃる方が消防団をやっているということでございます。

消防団の数字だとか、あるいは定数の問題だとか、これについては前田議員もよくご存じだと思いますし、議場にいらっしゃる議員の方もよくご存じだと思いますので、省略させていただきます。

消防団員になり手が少なくなっている中でどうするかという点については、消防団活動を支援するための制度として、平成22年から消防協力員制度を発足させてもらったところです。消防団OBの方が中心ですが、6月1日現在ということで押さえますと、130人の方が消防協力員ということで委嘱させていただいております。間接的に団員を支援していただくということで、団員にとっても心強い協力員の方々をお願いできたらと思っていますところでは。

また、今の消火栓、あるいは消火器の使用について、地域の方々に実際に操作してもらって、消火活動に協力いただけるというような形で、広域消防の指導のもとで取り扱い講習会等を計画的に開催しているところです。

また、消防団の装備については、充実させていく必要があるということですし、最近の話で言いますと、今年度早々に河川での捜索活動に携わってもらったというのをきっかけにして、即日議会の議決をいただきまして予算化することができましたので、ライフジャ

ケットについては、間もなく納入できるという形で対応させていただきました。

このような形で災害状況の変化、あるいは対応する条件の変化というものに応じた装備新の充実というのは、当然そのたびごとに議会にご相談するということはありますけれども、なるべく早急に対処していきたいというふうに意識しているところでございます。

ひとまず最初の答弁として、そこまでにさせていただきます。

議長（森下 直君） 4番前田善成君。

（4番 前田善成君登壇）

4番（前田善成君） ありがとうございます。ライフジャケットの話は早急に聞かせていただいて、今の話の関連なんですけれども、実は日本の消防団というのは江戸時代の火消しが基本になっていて、ちょっと消防団というのは総務省においてもあいまいな存在なんです。外国だと、消防団と消防士は装備は全く同じなんです。違うのは、報酬をもらっているかどうかだけで、逆に消火の手順だとか、救急のやり方だとか、そういうことも全部手順書だとか、指導要綱にまとめられて、自分たちがどうやって安全に火を消して、火が消せない場合はどうやって救助者だけを救助するかという、そういうことをしっかり作成して、指導しているんですよ。

総務省でもそうなんですけれども、結局、日本の消防団というのは、住民の人には消防のプロと同じように扱われるんですけれども、現実を持っているものというのは、本当に自衛隊で言えば大砲を持っているところに、拳銃を持っていくような状態ですから、その辺のところを前回の町組の火事の時もそうですが、本職の方が上にいると、実際には消防団の人間が火事の中に入って行って、火を消すわけですね。本当はマスクを持っていたり、火災のときに重装備じゃないんですけれども、自分の身を守るというものを配備していただければ、実際もう少し活動の範囲が広がるんじゃないかと思うんですけれども、その辺についての考え方を伺いたいと思います。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今、先進国というんですかね、要するに消防署員と消防団の装備の話がありました。アメリカであるとか、ヨーロッパだとか、そういう世界においては手順書、マニュアルというお話がありましたけれども、消防活動に携わられる方の保護に関する法的な責任というのが、地域のために頑張ってくださいよと言っている日本の精神論と若干違うところがあって、そういう形になっているのだろうというふうに推測するところであります。

例えば、皆さんご存じの話ですけれども、今回の大津波のときに消防団で亡くなられた方が非常に多い。これについては、義務感が非常に強くて、手順書でここまでで、ここで自分の身を守れという切りかえができるような形ではなくて、皆さんボランティア精神に富んでいたということで、改めて消防団員の安全を守るのはどういうふうにするんだということについて、消防庁のほうでも、総務省のほうでも検討される、されているというふうに理解しています。

それはちょっとスケールの大きな話なので、今、議員からご指摘のあったもう少し消防団としても装備を充実させてほしい、これはコストの問題もありますし、いざというとき

に備えるものですから、使用頻度が余りあっては困りますけれども、よくご相談の中で、モデル的にこういうところに装備を入れておいたらどうだったんだという検証をするような形で、消防団ともよくご相談の中で、新しい装備なり、若干装備を拡充するということについて、すべての消防団に対して一斉にというのはちょっと難しいところもありますけれども、どのぐらい効果があるとか、実際に使ってみたらどうだったということを検証する、どこかの消防団へご要望のあるところにそういう装備を置いて、その効率性を確認するというのも一考だと思います。

消防団員の方のご意見を聞いたり、あるいは消防本部の方々と総務課、すなわち町のほうが打ち合わせする機会も頻繁にありますので、今のご提案を生かすような方向で消防団、消防委員会等でのご議論をいただきたいと思っております。

議長（森下 直君） 4 番前田善成君。

（4 番 前田善成君登壇）

4 番（前田善成君） さっき町長が言われたように、地域の人たちというのは、消防団にかなり地域を守るというような責任感を持たせています。これが逆に言うと、地域を守る、消防団に入るのは当然だという話が強過ぎまして、なかなかやめられないという話につながっていているんですね。

今、団員がほとんどサラリーマンなわけですよ。そうすると、団員の勧誘に行くと、親が断るといようなケースが多くなってきたんですね。これはうちのほうみたいな過疎的な地域だけだと思ったら、後閑みたいなところでも今生じてきているんですね。

何でだというと、入ったらなかなかやめられないのと、それとだんだん消防団のほうの規約も変わりました、前は45歳までだよというのが50歳になったりとか、まだ50までやれるんだったら、30過ぎてからでいいんじゃないかとか、あと各地域だと分団だとか、あと勤続形態のいろいろ地域によっての公平さがなくなったというのがみんなに映るようになったんだと思います。

分団の構成変えというのはある程度無理だと思うんですけども、退団をするという時期をまず決めていただいたり、旧町村ごとの定員の定数で欠員の穴埋めをしていただいたりしていることができれば、ある程度若い世代をまた消防団のほうに勧誘できるような形になってくるんだと思うんですけども、その辺のところにはまず役場のほうにお願いしたいと思うんです。

それと、消防団の団員というのは、究極のボランティアとみんなに言われるんですけども、これは恐らく所得税法の通達で5万円以上の報酬をいただくと、それに対して税金をかけること、課税をかけることになっていると思うんですね。ですけれども、これって消防団員の、例えば団員の年俸というのはほとんど団の活動費になっていて、個人的に使われることというのはほとんどないんです。ないんですけども、分団のほうの活動費に関して、税金がかかるのと同じ、税金がかかるようになってしまいますから、どちらかと言えば、もらっているお金も1回出ると1,900円とか1,000円だとか、どちらかと言えば報酬というより謝礼に近い金額ですから、税金分についても出勤費に上前というわけじゃないですが、そういう形で払っていただいて、そうじゃなくても、例えば区からの

活動費などは減額されて、どんどん分団はどこにも行けないとか、消防服来て飲みに行くとか、いろんなことを言われているわけですね。

一生懸命やるんですけど、活動に対して見合いの報酬をもらっていない現状がありますから、課税、税金を払うことがいいか悪いかという議論は別に置いていただいて、団員が徴収されるべき徴収分を町のほうで非課税にするだとか、出勤費に充てるだとか、そういうことでなくしていただく方向の考え方をとれないかということについて伺いたいと思います。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 収入に対する課税の話で、ほかの議論につながっていってしまうと思いますので、その分を非課税にするとかということは難しいというか、複雑になり過ぎるのかなと思います。今、端的におっしゃっているのは、税金で取られる分については上乘せしてくれよということだと思います。財政的にどうなのかということはあるかもしれませんが、消防費、例えば交付税算入における算定の仕方だとか、これについては減額の方向に動いている中で、さまざまな先ほどお話がありました装備の更新であるとか、コストもかかっているところです。

とは言いながら、本当に究極のボランティアという格好でやっていただいて、活動費だと言っても、本当にまさにボランティアであることは間違いないことです。活動費に充てられる経費が総体として1割でもふやせるのかといったような取り扱いになろうかと思えます。

現役消防団で活躍されている前田議員からのご指摘ですし、私も消防団は本当に頑張っているなと思っているので、気持ちとしてはそうですと答えたいところですが、財政全体を見ながら考えざるを得ないと思っています。

お気持ちはよくわかりますし、よく理解したので、ひとまずそこまでとさせていただきます。

議長（森下 直君） 4番前田善成君。

（4番 前田善成君登壇）

4番（前田善成君） 恐らく徴収しているというより、個人に申請しろという話になっているかと思うんですね。これが結構ほかのところでも問題になっていまして、3年とか4年とかさかのぼって徴収という、町に徴収が来ちゃったとか、そういう事件が事例として起きているんですね。そうすると、これはある程度形として、ちゃんとした形をつくってもらっておけば、そういうことはなくてすむ。どこもそうなんですけれども、消防団のそういう報酬に関して課税しようと思うところはないんです。ですけれども、そういう意味では、ちゃんとしたルールをつくっていただければ、こちらのほうもそういうことで、申請を忘れる人もいますから、そういうことがなくなるだろうということで、今提案させていただきました。

それから、本当に今サラリーマン化してきていますから、消防団の活動に参加してもらうことはすごく大変になってきているんです。例えば今、幾つかの県であるんですけれども、一定以上の消防団員だとか、機材を貸し出してくれるような事業所に関しては、1人当たりに対して年間10万円の減税を行うとか、課税控除を行うだとか、そういうことを

行っている県もあります。これは消防団の協力事業所ということで認定制度を行っていて、こういうことがもしうちの町もそうなんですけれども、県下挙げてそういうことができるようになれば、消防団に入っている職員の方というのは、大手を振って消防のほうの活動に出て来られると思うんですね。こういうことも消防団の団員が少なくなっている、なかなか入ってもらえない中で、入れてもらうという、理解してもらうという活動になっていくと思いますので、その辺について県と太いパイプを持っている町長に伺いたいと思います。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 先ほどお話になった年齢構成については、4人に1人が40歳以上になっているとか、いわゆるサラリーマン、通勤していらっしゃる方が4人に3人はサラリーマンの団員だというのが実質的にあります。そして、今まで群馬県のほうも消防団を出していただいている企業に対して、消防団で活躍していただいているのでよろしくお願ひしますというPR活動というか、お世話になっているという活動は今まで群馬県もやってきたというふうに承知しています。

今、先進的な県の取り組みの事例がありました。これはやっぱり消防団ですぐ出られる方はサラリーマンと言いながら町内にいるとか、広域圏の中にいらっしゃるということだろうと思いますけれども、事業所単位で物事を考え、協力を仰いでいくということについては、県の取り組みは非常に大切だと思いますので、今のご意見を踏まえまして、少しデータ、あるいは実績等を確認しながら、県のほうにも話を持っていきたいと思っています。

議長（森下 直君） 4番前田善成君。

（4番 前田善成君登壇）

4番（前田善成君） 協力事業所のほうは、隣の長野県なんですね。長野県は恐らく群馬県より高齢化が進んでいて、これを取り入れて、静岡のほうも同じように入れています。両方とも税金の部分だけじゃなくて、これは業種によって変わってしまいますからあれなんですけれども、経審のほうの関係の地域貢献ということで加点材料になります。なので、消防団の団員がいる建設会社の方というのは、受注機会が広がるということで、長野県などは公共工事が少ないですから、団員に逆に10人にしたよとか、11人にしたよという建設会社が出てくるというような状態にもなっています。

保険もそうなんですけれども、実際いい制度だと思うんですね。国民健康保険も何とか存続していく、その中で例えば住民の方に応分の負担をお願いする、その応分の負担をお願いしたときに、入りの部分はある程度お願いします、出の部分についてはある程度自分たちで精査していきますよと。逆に言えば、医療費がかからないように指導していきますよ、そういうような態度が行政には求められてくるんだと思いますし、消防団についてはただ消火活動をするだけじゃなくて、火防巡視みたいな形で予防活動を行っているわけですね。その中で1人で生活している老人の方がいるだとか、そういうことであそこにだれがいるからということで飛び込んでいくような行動ができるわけです。

逆に言うと、通信だとか、そういうものがしっかりしてないですから、携帯電話でやりとりしたりとか、その中でちゃんとした火災の連絡が来なかったりとか、円滑な周知方法

だとか、そういうのがないのが本音なんですね。活動していると、消防団についても地域の最終的なみんなが頼りにしてくれる団体だと思うんですね。そういうところを消防団の活動がより一層できるように、行政のほうでいろんなバックアップをしていただけることを要望いたしまして、一般質問を終わりたいと思います。

議長（森下 直君） これにて4番前田善成君の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

休会の件

議長（森下 直君） お諮りいたします。

明日6月15日から、6月21日までの7日間は議案調査のため休会したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、明日6月15日から21日までの7日間は、休会とすることに決定いたしました。

散会

議長（森下 直君） 以上で本日の議事日程第2号につきまして、案件はすべて終了いたしました。

明15日は午前9時から総務文教常任委員会、産業観光常任委員会を行います。

最終日22日は、午前9時より会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（11時27分 散会）